

## 第 8 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 26 日（火） 午後 13 時 45 分～午後 14 時 20 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番 西村 恒男      2 番 矢頭 恵造      3 番 藤本 賢治      4 番 原 泉  
5 番 山田 政文      6 番 平山 正幸      7 番 斧田 孝久      8 番 小俣 好三  
9 番 欠 席      10 番 久嶋 昇      11 番 安藤 睦美      12 番 小俣 英二  
13 番 三枝 正幹      14 番 庄司 有紀

欠席者 9 番 小宮 広督委員

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 23 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件

議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対し許可を求める件

議案第 25 号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件

議案第 26 号 大月農業振興地域整備計画の一部変更計画に対し意見を求  
める件

日程第 3 報告第 7 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 岩村 知哉      主幹 岸野 力也      会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局      時間が大分早いのですが始めたいと思います。互礼を行いたいと思  
います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは只今より、令和 7 年第 8 回農業委員会委員総会を開催いたし  
ます。

会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会 長      暑い中お集まり頂きましてありがとうございます。

皆さん元気そうなので安心しました。

自分事ですけど、8月の5日と6日に山登りをして来ました。

5日の日は小菅村とそれから東京都の桧原村の境に有る三頭山と言う山に途中まで仕事で登って来ました。三頭山は1500m位です。

その日はまだ何とか大丈夫だったのですが、次の日に午前中、小菅の山に沢を登って200m位の標高差を登ってその後午後1時から松姫峠へ瀬戸の中風呂と言う所から標高差300m位の所を登ったのですが、その時、午後1時頃29.2度有りました。

それは大変きついものが有りました。

足が動かなくなるのですよね、でも何とか仕事を終えて帰って来たのですが、これは聞いた話なのですけど、東北の人で家のエアコンが壊れて家に居られないから山に来たという人が居るらしいのですけど、山に行っても決して涼しくは有りません。本当に暑いだけです。下手をすれば命を落とします。

今日も何件か案件が有りますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会長

本日は、9番小宮広督委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局

続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長

規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

13番、三枝 正幹委員、14番、庄司 有紀督委員を指名致します。

#### 日程第2 議案第23号



申請地の直ぐ前が中野橋になり、資材置場として最適であるという事です。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 今、事務局から説明が有ったとおりで有ります。

写真のように整然となっております。

これは今まで使っていた所を業者が変わるという事で綺麗に片づけて、前の業者が片づけたという事ですが、これ5・6年やっていたのかな。

本来もうこの工事は終わっているはずなのですが、設計ミスが有ったと言う説明が有ったのですが、やり直しが入ってしまったと言うように私は理解しています。

特に継続のものであるので問題ないと思います。

かつては〇〇〇〇さんと言う〇〇さんが貸していたのですが、貸している間に亡くなりになって、その〇〇さんが後を継いで今回この〇〇〇〇さんが賃貸人となっています。

以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2、議案書の1ページ、4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇m程南側の〇〇沿いになります。

申請理由は、個人住宅の建築です。

譲受人は、現在市外に住んでおりますが、今回、住宅建築に当たり、申請地は子供の頃から通学路として利用していた道沿いで有り、周りの環境も知っている地域で有る事から、申請地に自分の家を持ちたいとの思いで購入する事を決めたようです。

写真のとおり、既に砂利が敷かれています。

経過書が提出されていますので、朗読します。

この土地は、平成〇〇年譲渡人の〇が住宅を建てるため、転用許可を受けましたが、直後に急逝したため母親が相続し、その後、平成〇〇年母親の死去により、私が相続し所有しております。

その間、公共事業の災害工事の砂利置場や、工事の資材置場となり、現在このような状況です。

当時は既に、この地を離れておりましたため、その経緯は分からずにおりましたが、この度、土地の購入希望者がいる事を地元の人から聞いたところでは、

今回、住宅建築のため、購入希望者である〇〇様に売る事にしました。

何卒、寛大な処理をお願いします。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 〇mるさんと言うのは、私より 8 つ位下かな、〇〇に勤めていまして私の家の隣です。

この現況の写真でご覧になっているとおりですね、駐車場みたいな形で、ここ 10 年位かな、こういう感じになっています。

それ以前は結構良い田圃だったと思うのですが、現状農業をやっている状況では無いのでこんな形で放棄しています。

違法と言うか無意識の中で、こんな形で来たのかなと思っています。

特に問題は無いと思います。

よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

## 議案第 24 号

議長 続きまして、議案第 24 号農用地利用集積等促進計画（案）に対し意見を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管ですので、申請番号 1 について担当の條々主事に説明を求めます。

條々主事 大月市産業観光課農林業担当の條々より、〇〇〇〇〇地区における利用権設定の説明をさせていただきます。

今回、大月市内で新規就農する〇〇〇〇氏が対象農地〇筆〇〇〇㎡を無償にて使用貸借するという内容になっております。

〇〇氏は現在、〇〇〇〇〇〇〇〇の農地にてシャインマスカットを〇反耕作しております。

今回も、シャインマスカットの栽培を予定しております。

当該農業者は、大月市内で新規就農を計画している農業者であり、mる〇〇〇〇の〇〇〇〇にて〇年間の研修を受けております。

富士東部農務事務所と協議し、認定新規就農者の認定を受けられるよう相談している処であり、適切な耕作が行われるものと思われま。

収穫した作物は観光協会等での販売やふるさと納税返礼品としての活用を考えているとの事で、利用権設定を行う事で意欲ある農業者へ農地を配分集積する事が出来、農業振興に繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしくをお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 所有者の方が現在〇〇歳か〇〇歳になる方で、詳しく言うと〇〇の方から嫁に来て〇〇に住んでいるのですが、ご主人が昨年〇月頃亡くなって、今、本人体が不自由で畑に行くような事が出来ない状況です。

私も幾らか親戚になるので、色々と気にしていたのですが、畑が荒れると近所に迷惑が掛かるという事で、何とかしたいという思いが有りまし



さんと一緒に現地に行って参りました。

現地は、この 10 ページの写真に有るように、ナスが栽培されておりました。

今、説明が有ったように更新と言う事ですので、特に問題は無いと思いますが、審議をよろしくお願いします。

議 長 條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 聞き損なったと思いますが、期間が令和〇年になっているのですが、先程説明が有ったかと思うのですが教えて下さい。

條々主事 〇〇さんが他の農地も借りているのですが、他の農地の更新のタイミングに合わせて、こちらも合わせています。

議 長 他に質疑の有る方いらっしゃいますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

#### 議案第 25 号

議 長 続きまして、議案 25 号、非農地証明申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 25 号、非農地証明書交付申請について説明します。

申請番号 1、議案書の 11 ページ、12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から北側へ〇〇m程先になります。

申請者は、〇〇〇〇です。

申請者は、昭和〇〇年〇〇月に亡父から相続がされております。

現在、この家には〇が一人で住んでおります。

本件申請地に、申請者の父親が居宅を昭和〇〇年頃建築したようです。

父親が農地に居宅を建てた事情は不明のようです。

申請者は、相続により本件土地を取得しましたが、相続を受けた昭和〇〇年には既に県外に住んでおります。

今回の申請は、農地法施行日の昭和 27 年 10 月 21 日以前に建築された事の証明が必要になります。

今回、〇〇〇〇〇〇〇〇番地に居住の〇〇〇〇氏、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれの同一地域居住者から証明書が提出されております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の私から説明します。

西村委員 先月も申請が有りました〇〇に住んでいる〇〇さんが〇〇に有る畑の管理が出来ないという事で、市内に住んでいる歳の離れた〇〇さんに畑を譲渡したという案件が有りましたけれど、その案件の時に気が付いたらしく、住んでいる家が農地のままでしたので今回の申請になります。

今、説明に有りました、〇〇〇〇は自分が消防団員の時に分団長をされておりました。

先月、歯医者者の待合室で一緒になりました。大変お元気でした。

それからあと 1 週間位前にこの家の直ぐ傍に住んでいる親戚のお兄さんに会いましたので、その話をしてみましたら、お兄さんは丁度〇〇代後半です。

それで、ここは〇軒ほど家が有るのですが、そのお兄さんが一緒に学校に通っていた同級生の家がもう〇軒有ったと言っていましたので、子供の頃に確かにそこに家が有ったという事をおっしゃっていました。

何ら問題は無いと思えますけど、審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、議案第 26 号大月農業振興地域整備計画の一部変更計画(案)に対し意見を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管ですので、整理番号 1 について山口主事に説明を求めます。

山口主事 14 ページをご覧ください。

議案第 26 号大月市農業振興地域整備計画の一部変更計画に対し意見を求める件につきまして、ご説明致します。着座にて失礼致します。

農振除外は、その除外理由である事業や居住性の目的に対する緊急性、他の土地への代替性の有無、周辺の農地や土地改良施設への機能に支障を及ぼさない事、土地改良事業が実施してから年数が経過している事、と言った要件を満たしているかを判断の基準としています。

農振農用地を、農業以外の目的で使用する際に、市町村農業振興地域整備計画の趣旨に反しない場合には、計画を変更する事が出来るものと定められております。

農振除外を許可するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を求める事となっております。

今後の事務の流れは、山梨県との協議が終了後、農業振興地域整備計画の変更の公告・縦覧等を行った後、農振地域から除外されます。

除外後二年以内に、申出者から改めて農業委員会へ農地転用の申請をして頂く事となります。

今回は、令和 7 年 5 月 1 日から 5 月 31 日に、計画の一部変更のため農振除外の受付をした処、14 ページに記載のとおり〇名・〇筆の申し出がありました。

申請番号 1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡、所有者〇〇〇〇、申請番号 2、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目田、面積〇〇㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目田、面積〇〇㎡、所有者〇〇〇〇となります。

それでは、15 ページをご覧ください。

申請番号 1、場所は、〇〇地区の集落が点在している所になります。



になっているのですが、その資材置場はやっぱり不都合で有って、下の所を何とかそういうふうにしたいという事で、申請をした経緯が有るのです。

〇〇地区の総会でそういう教え子に私も会う事が出来たりして、本人も非常に真面目な子供で有るので、こうやって申請して仕事を続けて行く決意でいるようです。

色々そうやってお話しした結果、問題が無いようなのでよろしくご審議をお願いします。

議長 山口主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

議長 続いて、整理番号2について山口主事に説明を求めます。

山口主事 続いて17ページをご覧ください。こちらが申請番号2です。

場所は〇〇地区の集落が点在している所になります。

転用者は現在資材置き場を借りて事業を行っているが、貸主により返却を求められており、現在の資材置場が初狩に有るため、より近い申出地に資材置き場を設置したいとの事です。

18ページが現況の写真になります。

本案件のご審議をお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 19日に会長・事務局と確認して参りました。

この土地から、丁度、真正面に富士山が良く見える良い場所です。

元々の所有者は〇〇歳になられていて、住まいはここは〇〇〇なのですけど〇〇〇におりまして、なかなか農業も出来ないという事で、しかも鳥獣の被害が多くて、遊休農地化していた場所です。

特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 山口主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

### 日程第3 報告事項

議 長

日程第3、報告事項を議題と致します。

報告第7号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局

報告第7号について報告します。

転用確認証明書発行の報告です。

議案書19ページをご覧ください。

申請番号1、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番。

申請者は、〇〇〇〇。

令和〇年〇月〇〇日の許可で倉庫・貸駐車場です。

現地を確認し転用証明書を発行致しました。

続きまして、申請番号2、場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇  
外〇筆。

申請者は〇〇〇〇。

令和〇年〇月〇〇日の許可で個人住宅です。

現地を確認し転用証明書を発行致しました。

以上、報告致します。

議 長

この件について何かございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

### 日程第4 その他

議 長

日程第4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局より何かございますか。

事 務 局

委員の皆様方に、農地パトロール推進会議の通知の方を今月の29日付  
で出しおりますので、出席の方をよろしくお願い致します。

議 長

他に何かございますか。

無いようですから、以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

どうもご苦勞様でした。

以上を持ちまして、令和7年第8回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和7年8月26日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年  
第8回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会